

仕 様 書

1 業務名

欧米豪現地事業者とのダイレクトネットワーク強化等による瀬戸内情報・旅行商品流通環境整備事業（FAM ツアー）

2 実施時期

契約締結の日～ 令和5年3月17日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、瀬戸内地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

そこで、訪日旅行観光客の受入が段階的に緩和されつつある状況下で、機構がターゲット市場としている米・英・仏・独・豪市場において、瀬戸内への送客意欲が強く、かつ当該市場に影響力のある現地旅行会社等の招請ツアーを実施することで、瀬戸内域内の美しい景観や豊かな文化、各観光地の魅力を組み込んだ旅行商品の企画提案を促し、アフターコロナにおける誘客を図る。

※ターゲット市場における機構のメインターゲットは *Experienced Traveller* 層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者。以下、ET層）及び *Special Interest Traveller* 層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者。以下、SIT層）等の富裕旅行者層を想定している。

4 業務の内容

ターゲット市場において瀬戸内への送客意欲が強く、かつ当該市場に影響力のある訪日旅行商品の企画を行っている現地旅行会社等を対象とした招請ツアーの実施及びツアーの企画運営を行うこと。

被招請者については、①機構が連携する DMC やランドオペレーター等が推薦する現地旅行会社等の企画提案担当者に加えて、②瀬戸内域内の商品企画意思が強い現地旅行会社等の企画提案担当者とする。募集業務は受託者が実施し、機構と協議の上、招請者を決定する。

また、ツアーの企画にあたっては、自社が有するリレーションに限定されることなく、幅広いサプライヤー（観光施設や宿泊先等）と連携し、サプライヤー側の視察受入にあたっての入念な準備（地域と連携し、景勝地や施設を説明するスタッフの配置など）やツアー効果をより高めるための方策を提案し、実施すること。

（１）実施時期

令和４年１１月以降（予定）

（２）実施行程（期間）

５泊６日を１コースとして４回（コース）実施

１回あたり瀬戸内域内（※）のうち３県以上をめぐる行程とし、４コースのうち各県最低１回は訪問するよう計画すること。また、各コースにおけるターゲット市場５ヶ国の招請の組み合わせは提案による。

※瀬戸内域内：兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県

（３）行程の考え方

・アフターコロナを意識した瀬戸内らしい行程を提案すること。また、密を避けて感染防止に配慮した行程とするとともに、感染防止を徹底している宿泊施設の視察を取り入れるなど、現地旅行会社への提案に効果的なものとする。

・機構が企画開発したコンテンツ素材を行程に入れるよう努めること。

（例）

SETOUCHI JAPAN New Activities 2022

： <https://contents.setouchitrip.com/>

上記を含め以下 URL に含むコンテンツを参考にすること。

SETOUCHI REFLECTION TRIP

： <https://setouchitrip.com/media>

・視察先の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び、入場料体験料等の支払いを必要人数分行うこと。

・上記を踏まえ、ツアー実施日の２週間前を目処に機構と協議、合意のうえ、行程詳細を決定すること。

・ツアー実施に際しては、国の水際対策、観光庁策定の「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」等の内容を十分理解し、遵守すること。

・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

・ https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html

(4) 募集・招請業務

以下の条件に合致する者を募集・招請すること。

- ・機構が連携する DMC やランドオペレーター等が推薦する現地旅行会社等の企画提案担当者
 - ・瀬戸内域内の商品企画意思が強い現地旅行会社等の企画提案担当者
- ※被招請者に関しては事前に機構と相談し決定すること。

(5) 招請人数

15名以上

- ・1市場につき訪日旅行企画事業者3名以上を想定。
- ・各ツアーには機構職員1名+添乗員1名+通訳案内士1名随行させること。

※招請ツアーによる検証結果の取りまとめを行う担当者として、機構職員をツアーに随行させること。

※通訳案内士及び旅程管理者として添乗員をそれぞれ1名ずつ手配し、被招請者の当該地域でのツアーに同行させること。現地ガイドや観光施設等を熟知しているスタッフ等を積極的に活用し、被招請者へ観光施設やコンテンツへの理解を深めさせる体制を整えること。

※受託者（通訳案内士及び添乗員を含む）は、ツアー実施前に機構と事前確認のためのミーティングを行うこと。

(6) 宿泊

旅館の場合は1部屋1名の夕朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。

(7) 移動手段

移動手段に車両を使用する場合は、専用車両を原則とすること。瀬戸内域内までの移動に要する国際線・国内線等については、手配が必要であり、経費に含めること。

※通訳案内士、添乗員及び機構職員は瀬戸内域内の空港、新幹線下車駅から合流を想定

(8) アクティビティ

ツアーのいずれかに、瀬戸内域内のサステイナブルを意識したアクティビティ、クルーズ、アート巡り、サイクリング、アイランドホッピング、観光列車等、ET層及びSIT層を想定したアクティビティを含んだ提案とすること。

(9) 資料パック（旅のしおり）の作成

視察地の情報等を集約した資料を必要部数作成・印刷して準備すること。また、ツアー行程及びそれをもとにしたサンプル行程等を検討し、資料パックに含めること。

(10) アンケート調査の実施

被招請者に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中でとりまとめること。アンケート調査の実施内容は、機構と事前に調整すること。

(11) ホスピタリティ

ツアーを通じて、被招請者の企画提案意欲の向上に寄与できるよう、被招請者へのホスピタリティを大切にするとともに、より効果的に瀬戸内地域を印象づけることができる企画を提案し、実施すること。実施内容については、機構と協議のうえ、決定すること。

(12) その他

・招請ツアーの実施に当たっては新型コロナウイルス感染症対策を十分とり、実施すること。

・被招請者に対して、心のこもった接遇や対応など、おもてなしを心がけること。

・以下の備えを行うこと。

- ①招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
- ②専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
- ③有料道路等利用料・駐車料金
- ④車中での飲料水
- ⑤視察施設等の入場料や参考資料（購入）
- ⑥国内旅行傷害保険
- ⑦その他備えが必要なもの

・招請ツアー中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。

5 活動指標（アウトプット）成果指標（アウトカム）に関して

<活動指標（アウトプット）>

- ・現地旅行会社等の招請数：15社以上。
- ・旅行商品造成数:15社以上 15商品以上。

<成果指標（アウトカム）>

- ・造成した旅行商品を含む予約販売数：1,500人

実施に際しては当該アウトカムを達成するよう努めること。

※令和5年3月までの実績が0等、目標を大きく下回った場合は、令和5年度において追

跡調査ができるようにすること。

6 機構事業との連動について

本事業は、仕様書別紙1「欧米豪現地事業者とのダイレクトネットワーク強化等による瀬戸内情報・旅行商品流通環境整備事業（ダイレクトネットワーク強化及び e-learning）」との連携により、最大効果を図るものである。よって、招請する現地旅行会社等に関しては、受託事業者の提案する社のみならず、上記事業との連携を図った上で選定することとする。

7 概算予算

18,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

8 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

9 注意事項

(1) 情報セキュリティ対策

・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。

・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等が生じた際は速やかに機構へ報告すること。

(2)成果物に関して著作権並びに所有権は機構に帰属するものとする。

10 報告書・成果物の提出並びに納品について

(1) 提出物 事業実施報告書 1部及び電子データ

(2) 提出場所 せとうち観光推進機構

(3) 提出期限 令和5年3月10日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

ア 事前に監督職員の承認を受けること。

イ 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。

ウ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

11 契約代金の支払い

精算払いとする。

12 成果物に関する権利の帰属

本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。また、第三者に委託した場合においても適用する。

(1) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権、肖像権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権、肖像権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

13 その他

(1) 機構と十分協議しながら事業を進めること。

(2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。

(3) この事業は、観光庁「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に基づく事業であるため、その補助金交付要綱等を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。

なお、本事業は「旅行商品流通環境整備事業」として実施する。

参考：観光庁ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html>

(一社) せとうち観光推進機構

担当：湯浅・遠藤

電話：082 - 836 - 3217

メール：info@setouchitourism.or.jp